

## 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律 案要綱

### 一 適用実態調査の結果に関する報告書の記載事項に係る改正

法人税関係特別措置（租税特別措置法第42条の3の2の規定によるものを除く。）ごとの高額適用法人（高額適用額に該当する適用額が記載された適用額明細書を提出した法人をいう。）の報告書用法人コード（法人ごとに当該法人を識別することができないようにするために付される番号、記号その他の符号であって、各会計年度を通じて用いられるものをいう。）を、当該高額適用額に該当する適用額と併せて、適用実態調査の結果に関する報告書の記載事項とすること。

（租特透明化法第5条第1項第2号関係）

### 二 適用実態調査の結果の活用の状況等に関する報告書の作成及び提出

1 財務大臣は、毎会計年度、租税特別措置の継続、廃止その他の見直しについて政府が当該会計年度に行った検討における適用実態調査の結果の活用の状況並びにその検討の結果及びその結果に至った理由に関する報告書を作成しなければならないこと。

（租特透明化法第5条の2第1項関係）

2 内閣は、1により財務大臣が作成した報告書を国会に提出しなければならないこととし、当該報告書は、作成した会計年度に開会される国会の常会の開会后速やかに提出するものとする。

（租特透明化法第5条の2第2項関係）

### 三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。 （附則第1項関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこと。